

《健康支援課》

1 医療・介護連携体制の構築（地域包括ケアシステムの構築）

（※福祉企画課高齢者支援担当との連携）

（1）市町が中心となり、医師会の協力を得ながら進めている在宅医療・介護連携事業における準備会において、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備づくりを支援する。

ア 課題・問題点

次の2機関の設置場所、及び運営方法（財源・人材）

- ・在宅医療・介護連携推進事業推進協議会（仮称）・・・（地域の医療・介護関係者による協議会）
- ・在宅医療・介護連携支援センター（仮称）・・・（在宅医療と介護連携についての相談窓口）

イ 今後の取組

- ・「在宅医療・介護連携事業における準備会」で課題・問題点の解決策を検討
- ・解決策の検討のために研修会及び先進地視察を実施

2 医事・薬事について

（1）献血事業【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢化による献血人口の減少、より安全な血液を確保するための採血基準の強化により献血できる人が少なくなっています。血液の確保は年々困難になっています。

このような状況を踏まえ、必要な血液量を確保するために「愛の血液助け合い運動月間」（7月）を中心に、年間を通じて以下の事業を行う。

- ・協力事業所の新規開拓（各市町、献血推進員と連携し実施）
- ・若年層への献血普及（高校生ボランティアによる街頭献血キャンペーン・献血セミナーの実施）

毎月最終日曜日に実施している倉吉未来中心での街頭献血が順調に推移している。今年度も引き続き実施し、定着に向けて、より一層の広報等の取組を行う。

（2）医事事業【根拠法令：医療法】

ア 病院・診療所立入検査

医療機関が患者や家族に対して良質で安全な医療を行うことができるよう、適正数の人員の配置、構造や設備等の医療法上の基準の充足及び院内感染対策などを中心に立入検査を実施し、必要があれば指導を行う。また、住民からの相談・苦情等があれば、必要に応じて立入検査を実施する。

〈立入検査目標数〉

○対象：病院・診療所

○目標数：検査の必要性が高い診療所を優先して検査する。有床診療所は総数の1／3（うち療養病床を有する診療所1／2）一般診療所、歯科診療所は1／5を目標とする。

イ 各種免許事務

個人情報保護に留意しながら、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を迅速に行う。

ウ 医療機能情報公表制度

医療機能情報をインターネット上で公表している。情報が適正に更新されるよう管理を行う。

（3）薬事事業【根拠法令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法】

ア 医薬品販売業等許認可・立入り監視

薬局、医薬品販売業、麻薬取扱者、毒物劇物販売業に係る、各種申請・届出の受付事務を行っている。医薬品や医療機器等が安全かつ有効に提供されるように医薬品等を取り扱う施設に立入りし、取扱いや管理状況について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他法令に基づいた監視指導を行っている。

また、毒物劇物については、その取扱いによっては重大な危害を及ぼすおそれがあるため、販売施設等に対して立入りし、毒物及び劇物取締法に基づいた監視指導を行っている。

イ 薬局機能情報公表制度

薬局機能情報をインターネット上で公表している。情報が適正に更新されるよう管理を行う。

(4) 薬物乱用防止推進事業【根拠法令：麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例】

危険ドラッグ等の薬物乱用防止のため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の活動（各団体の啓発活動など）を一層充実させるとともに、啓発活動の調整を行う。

また、高校生ボランティア等の協力を得て若者への啓発に力を入れる。

(5) 医療安全相談事業【根拠法令：医療法】

医療の安全と信頼の確保のため、患者や家族等からの苦情・相談について関係機関と連携を図りながら、公正・適切・迅速に対応する。

(6) 災害時医療救護事業

平成24年7月に策定された「鳥取県災害医療活動指針」及び平成27年度に改定された「災害時の医療救護マニュアル（鳥取県版）」、平成27年度に新規策定された「鳥取県災害時における透析医療活動指針」に基づき、医療政策課の指導のもと、また、東・西部とも連携しながら、「災害時の医療救護マニュアル（中部版）」を見直す。また、各種防災訓練等を通じてマニュアルの実効性を検証しながら災害時の医療救護体制の充実を図っていく。

(7) 原子力防災訓練

ア 人形峠関係

核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターのEPZ内（半径500メートル圏内）に管轄地域（鳥取県三朝町）が入るため、年1回岡山県と合同の防災訓練に参加し対応能力の強化を図る。

イ 島根原子力発電所関係

鳥取県地域防災計画及び鳥取県広域住民避難計画等の実効性向上を目的とした訓練に参加し対応能力の強化を図る。

(8) 鳥取県保健医療計画（新保健医療計画）の推進【根拠法令：医療法】

平成25年3月に鳥取県保健医療計画（平成25～29年度）が策定され、中部保健医療圏の適切なる保健医療提供体制を確保するため、5疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）6事業（小児医療・周産期医療・救急医療・災害医療・べき地医療・在宅医療）における現状、課題、対策等が盛り込まれている。

中部圏域における課題解決に向けて、地域保健医療協議会等を開催し、対策実施内容や成果を検証しながら保健医療計画を推進していく。

(9) 地域医療構想の策定【根拠法令：医療法】

地域の医療提供体制において、将来の目指すべき姿を示すものとして、県全体、及び二次医療圏ごとの地域医療構想を28年度中に策定することが国から示されている。

中部圏域においては、27年度中に圏域内の構想案を策定。県全体でとりまとめが行われパブコメ案の策定、公表となる。

【地域医療構想の主な内容】

- ・2025年の医療需要
- ・2025年に目指すべき医療提供体制
- ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策

(10) 感染制御地域支援ネットワーク【根拠法令：医療法】

院内感染対策に関する医療機関及び関係機関のネットワークを整備し、医療機関が取り組む院内感染対策を支援するとともに、局内に感染制御相談窓口を設置し、院内感染発生等の緊急時に医療機関に対する現地指導などの的確な支援を行う。

3 感染症・疾病対策について

(1) 感染症対策推進事業【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。

《注目すべき感染症》

インフルエンザ、エボラ出血熱、腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎、麻しん(はしか)、デング熱、ジカ熱等

ア 感染症の予防及び二次感染防止について

「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」を活用し、各社会福祉施設等の感染症対策（集団発生の予防と拡大防止など）の啓発を行う。また、社会福祉施設の従事者等を対象とした研修会を随時実施する。

イ 感染症発生時の対応について

対応訓練の実施と他機関との連携に努め、的確な対応ができる体制を整える。

ウ 感染症発生動向調査について

感染症の発生動向を調査し結果を広報して、流行している感染症について注意を喚起する。

〈平成28年度重点事項〉

○病原性等が高い新型インフルエンザ等感染症に対応できる体制づくり

新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び、それに基づく国・県の行動計画と整合性を図りながら管内の体制整備を進める。

- ・各種対応マニュアルの見直し
- ・専門的な感染制御等についての研修会の開催
- ・関係機関と連携した発生時対応訓練の実施

(2) エイズ・性感染症予防対策事業【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

性感染症（HIVを含む）に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、検査による感染の早期発見を行い、感染者及び患者に適切な医療を提供する。

《検査日程》

種類	検査日および時間		備考
平日検査	定例	毎月第1・第3水曜日 受付：午後1時30分から2時30分まで	予約必要
休日検査		6月5日(日)、12月4日(日) 受付：午後1時30分から3時30分まで	予約必要
夜間検査		6月1日(水)、12月7日(水) 受付：午後5時30分から7時00分まで	予約必要

(3) ハンセン病支援事業【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ・療養所訪問事業の実施（県民交流事業）
- ・訪問事業（全国の療養所で生活されている県内出身の方を訪問）
- ・パネル展などの普及啓発事業

(4) 結核予防対策事業【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

ア 結核についての正しい知識の普及啓発を図り、結核の早期発見及び二次感染防止を図る。

イ 結核の新規登録患者数（罹患率）^{りかん}は横ばいであるが、中でも高齢者の占める割合が過半数を超えており、高齢者に重点をおいた予防対策を行うとともに、結核患者の服薬支援を適切かつ確実に行い、更に治療後の健康診断を行うことで、再発の発見を含め患者管理を徹底する。

- ① 高齢者に対する結核対策事業
高齢者施設職員に対して研修会を開く。
- ② 結核医療従事者研修会
「結核患者の適切な治療、感染者の早期発見」を目的とした医療従事者研修会（服薬支援の研修会と合同で1回）を開く。
- ③ 結核医療公費負担事務（感染症診査協議会結核部会を含む）
適切な公費負担事務を行う。
- ④ 服薬支援事業（D O T S 事業）
在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより、治療の中止・多剤耐性結核の発生を防ぎ、治療成功率の向上をめざす。
なお、訪問服薬支援については、必要に応じて、訪問看護ステーションなどとの連携を図り、確実に実施する。
- ⑤ 患者管理
治療終了後の健康診断を計画的に実施し、感染拡大のおそれのある肺結核患者の早期発見に努める。
- ⑥ 接触者検診
接触者の検診を確実に行うことにより、二次感染拡大防止を図るとともに、発病予防の支援をする。

（5）難病患者支援事業【根拠法令等：難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法】

難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、保健所を中心として地域の医療機関等と連携し、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対して適切な在宅療養支援を行う。

なお、難病対策については、平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、平成27年1月から、新たな制度として実施されている。小児慢性特定疾患についても児童福祉保健が改正され、平成27年1月から新たな制度となった。

ア 難病等医療費助成事業

原因が不明であり治療方法が確立していない稀少な疾病で長期療養を必要とする難病等のうち、国が定めた基準に該当する指定難病の患者に対して、特定医療費の給付を行う。また、指定難病とならなかつたスモンについては、従来の「特定疾患治療研究事業」として継続して治療研究事業を行う。

イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るために、治療に関する医療費の給付を行う。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の置かれている特別な立場にかんがみ、精神的、身体的不安を解消するため、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担する。

エ 在宅人工呼吸器使用患者訪問看護治療研究事業

難病患者のうち、在宅で人工呼吸器を使用する特定疾患患者に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護に必要な費用を交付する。

オ 難病患者一時入院事業

在宅の難病患者が、家族等介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、適切な医療機関に入院できるよう調整し、入院経費を交付する。

カ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及び患者グループ支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

① 難病医療相談会

年3回程度、在宅療養生活の質の向上を目的として、療養生活の工夫や体験談を中心とした相談会や専門医等による講演会、患者交流会等を実施する。

② 訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、症状が確実に進行することから困難な療養生活を強いられる筋萎縮性側索硬化症（A L S）患者等を家庭訪問により相談支援する。

(6) ウィルス性肝炎患者支援事業【根拠法令：肝炎対策基本法、肝炎治療特別推進事業実施要綱、特定感染症検査等事業】

肝炎の患者・感染者に対し、肝硬変や肝がんへの進展を予防するため、肝炎患者の早期発見・適切な治療の推進を図る。

ア 肝炎治療に関する医療費の助成事業

B型ウィルス性肝炎、C型ウィルス性肝炎に対するインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者が医療機関での治療を受けやすい体制をつくり、将来の肝硬変、肝臓がんの予防及び肝炎の感染防止、県民の健康保持・増進を図る。

イ 肝炎ウイルス検診事業

県民の肝炎ウイルス検診の受診機会及び利便性を高めることで肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療を推進する。

医療機関でも無料で肝炎ウイルス検査を受診できる体制をとっている。

ウ 肝炎精密検査アクセス向上事業（実施主体：県）

県及び市町村（健康増進事業）が実施する肝炎ウイルス検査受診者のうち、検査の結果、陽性と診断された者が、早期に適切な治療につながるよう、初回に限り精密検査を受診した際の自己負担額相当額を助成する。

(7) 原爆被爆者支援事業【根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律】

原子爆弾の投下により生じた放射能に起因する健康被害は、他の戦争被害とは異なることから、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行う。

なお、平成20年4月に原爆症の認定基準の見直しが行なわれたことから、これらの相談について適切に対応する。

- ・健康手帳の交付
- ・健康診断の実施
- ・各種手当の認定及び支給
- ・介護保険等利用料助成
- ・健康相談の実施

(8) 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病に関すること

鳥インフルエンザ及び口蹄疫発生時の防疫作業従事者、関係農家及び周辺住民の健康管理等の体制を整備し、対応する。

(9) 風しん対策特別推進事業【根拠法令：特定感染症検査等事業】

風しんの流行を食い止め、生まれてくる子どもを先天性風しん症候群（CRS）から守るためにの対策として、妊娠を希望する女性等に対する医療機関での無料風しん抗体価検査を行う。

4 がん対策推進事業【根拠法例：がん対策基本法、鳥取県がん対策推進条例】

がん死亡率を減少させるため、がんに対する正しい知識の普及や検診の受診率向上を目指すための総合的な対策を推進する。

(1) めざせ受診率50%！中部地区がん検診受診率向上推進事業

ア がん検診の受診啓発

- ① 中部地区オリジナル啓発物の作成、配布
- ② かかりつけ医からの受診勧奨強化
- ③ 歯科医師会・薬剤師会の協力による受診啓発

イ がん検診強化月間の実施〔県・市町共催〕

各市町が5月、9月の各1ヶ月間に受診啓発取組を強化する。

ウ がん検診啓発シンポジウム

一般住民を対象とする。がん患者やその家族等の体験談や健康づくり推進員等の取り組みについて発表していただく。

- エ がん検診研修会
がん診療拠点病院（県立厚生病院）と協力して、中部圏域の住民ががん検診についての理解を深め受診を促進する研修会を実施する。
- オ 各市町の課題に応じた取組への支援
各市町がそれぞれの課題に応じて取り組む活動を支援する。
- カ がん対策推進会議の開催（1回／年）
中部地区のがん検診受診率を向上させ、死亡率を減少させるための方策について意見交換する。
- キ がん対策担当課長会議の開催（2回／年）
各市町担当課長・担当者と、具体的な事業取組内容について意見交換する。

（2）がん検診推進パートナー企業募集

従業員に対するがん検診の受診勧奨等により職域におけるがん検診の受診率向上のため、がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定し、企業と連携してがん対策推進の取り組みを行う。

（3）出張がん予防教室

がんの死亡率を減少させるため、がんに対する正し知識を持ち、がんになりにくい生活習慣を身につけたり、早期発見のためのがん検診の受診を促すため、子どもから大人まで世代に応じたがん予防と対策の啓発を行う。

（4）禁煙治療費助成事業

禁煙治療希望者のうち、保険適用の対象とならない方（プリンクマン指数が200未満の方）に対し、保険適用相当額の助成を行う。（プリンクマン指数＝1日の喫煙本数×喫煙年数）

（5）がん先進医療費に対する貸付利子補給事業

高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けやすくするため、がん患者やその家族ががん先進医療費専用ローンを活用した場合、利子相当額の助成を行う。

5 健康増進事業・生活習慣病対策事業

（1）「健康づくり文化」創造事業【根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律・健康増進法】

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

ア 健康づくり応援施設（団）支援事業

「運動」「食事」「禁煙」について、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗、団体等を認定し、その取組の情報発信を通して地域における健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。

イ 受動喫煙防止対策及び禁煙支援事業

受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現するため、「世界禁煙デー 関連イベント（中部医師会・中部歯科医師会・鳥取県薬剤師会中部支部・県が主催、倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町が共催）」の開催等さまざまな機会を通して普及啓発事業を実施する。

（2）糖尿病予防対策連携強化事業

圏域における適切な糖尿病の療養体制を構築することを目的として、関係機関と連携しながら、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、保健師等関係職種を対象とした研修会を開催する。

（3）食育地域ネットワーク強化事業【根拠法令：食育基本法】

圏域における食育の課題解決のための取組を関係機関との連携により実施するほか、圏域における幼児期からの体験型食育の推進を図るための人材育成等を行う。

ア ネットワーク交流会

食育に関する活動事例等の情報交換・相互理解を図ることを目指し、講演、実践事例報告、シンポジウム等を実施し交流を行う。

イ ネットワーク意見交換会

圏域における食育の課題の中で、取り組むべきスローガンを掲げ、地域で連携して課題解決に向けた対策に取り組むための意見交換、グループワーク等を実施する。（年2回程度）

(4) 栄養改善事業【根拠法令：健康増進法・食品表示法】

- ア 栄養改善指導事業
病院立入検査、児童福祉施設行政指導監査に同行するほか、管内の給食施設に対する個別巡回を行い栄養管理指導を実施する。
- イ 管内行政栄養士業務検討会の開催
県民に対する直接的な健康増進業務を担っている市町に対し、栄養改善業務が円滑に実施できるよう専門的・技術的支援、広域調整等を行う。（年3回）
- ウ 食品表示及び広告に関する相談指導
健康増進法及び食品表示法に規定する食品表示や広告に関する制度（特別用途食品、栄養成分表示等）について相談対応、行政指導等を行う。
- エ 倉吉支部食生活改善推進員連絡協議会の活動支援
地域において、健康づくり及び食生活改善指導の取組を行っている食生活改善推進員に対し、その活動に対する助言や人材育成のための研修会を開催する。

(5) 歯科保健事業【根拠法令：歯科口腔保健の推進に関する法律・健康増進法】

- 鳥取県8020運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及健び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。
- ア 地域歯科保健推進協議会
中部地域において、8020運動の目的達成を目指して、歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進するための検討を行う。（年1～2回）
- イ 地域歯科保健関係者研修会
地域歯科保健の推進を担う人材を育成するため、医療関係者、地域保健関係者、教育関係者、福祉関係者等歯科保健に携わる者を対象に、「フッ化物」「予防歯科（歯周疾患・むし歯）」「口腔機能」等をテーマとして開催する。（年1回）
- ウ デンタルプロフェッショナル派遣事業（歯と口腔の健康づくり推進事業）
学齢期の児童を対象に、専門家から直接指導等を受け、歯科疾患の原因や予防知識、かかりつけ歯科医の重要性を学び、子どもの頃からの歯と口腔の健康づくりの推進を図る。
- エ 職域・地域における歯周疾患検診パイロット促進事業（歯と口腔の健康づくり推進事業）
歯周病罹患率低下のために、企業健診や住民健診に併せて歯周病スクリーニングや歯科保健指導を導入し、歯周病の一次予防を促進する。
- オ むし歯予防フッ化物洗口事業
子どものむし歯予防法の一つとして効果の高い「フッ化物洗口」を県内全域で実施できる体制を整備し、幼児期～学齢期のむし歯罹患児率の減少を図る。実施にあたっては、歯科医師会、市町村、福祉保健局が連携して行う。
- カ 職域等歯科保健教育
成人期に歯を喪失する最大の原因となる歯周病と生活習慣病の関連を啓発し、歯周病予防の大切さと歯科健診の重要性について特に職域を中心に行う。
- キ 親子のよい歯のコンクール
前年度3歳時歯科健康診査を受診した幼児とその親のうち歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく健康なよい歯と診査された親子を市町から推薦していただき優秀な親子を表彰する。

6 母子保健事業、思春期からの妊娠・出産等支援事業【根拠法令：母子保健法、児童虐待防止法】

(1) 母子保健事業関係機関連絡会（児童虐待防止対策事業）

母子保健事業や産婦人科医療に携わる関係者が、若年妊娠婦やひとり親家庭などハイリスク家庭への早期介入等により児童虐待を未然に防ぐための関係機関の連携のあり方について具体的な推進方策等を協議する。（年1回）

(2) 乳幼児健康診査体制整備検討会

市町の実施する乳幼児検診の体制について意見交換を行うとともに、母子保健事業について情報交換を行う。（年3回程度）

(3) 女性の健康づくり支援事業（女性健康支援センター）

女性がそのライフサイクル（思春期から更年期まで）に応じて健康管理ができるよう、保健師による

面接・電話相談を実施し、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する。

(4) 思春期健康問題プロジェクト事業

思春期の健康問題のひとつである性の問題（妊娠や性感染症）について関係機関と連携・協働し正しい知識を普及啓発するための中部圏域独自の啓発物を作成するとともに、若者を支援する人材を育成し思春期保健の推進を図る。

7 認知症対策事業について【根拠法令：介護保険法】

認知症当事者や家族を支援し支え合う地域づくりを推進する。

(1) 認知症クリティカルパスの効果的な実施の検討

平成25年10月に稼働開始した認知症クリティカルパスの効果的な運用について、検討会等へ参画しその体制づくりを支援する。

(2) 「認知症疾患医療センター運営事業（倉吉病院）」の円滑な実施に向けての支援

認知症疾患医療連携協議会やかかりつけ医等研修会への企画等へ参画する。

(3) 関係職種の連携強化

- ア 市町や関係機関における認知症対策事業の推進に対する支援。
- イ 市町の開催する認知症対策委員会や地域包括支援センターの連絡会への参画。

8 栄養士免許事務【根拠法令：栄養士法】

法令に基づき、申請受理及び交付を行う。

9 保健師・管理栄養士学生の実習受入れ

保健師及び管理栄養士養成施設の学生の実習指導を行う。

10 保健師現任教育【根拠法令：地域保健法、保健師助産師看護師法】

平成25年1月に作成された「鳥取県と市町村の保健師現任教育ガイドライン」に基づき、管内の市町村および県の保健師等を対象として研修を企画実施するなど、現任教育体制を整備し、保健師の資質向上を図り、地域保健活動を推進する。